

許可番号	知事（一般）大臣（特）第 号	※ 受付番号	
------	----------------	--------	--

令和5・6年度 建設工事入札参加資格審査申請書（町内）

令和 年 月 日

伊方町長 様

(〒 ー)

ふりがな
住所（所在地）

ふりがな
商号又は名称

ふりがな
代表者の役職及び氏名

(実印)

電 話 番 号 () ー

F A X 番 号 () ー

(担当者： 所属	役職	氏名	電話	ー	ー)
----------	----	----	----	---	---	---

1 許可年月日	第1回の許可	年 月 日	直近の許可	年 月 日
---------	--------	-------	-------	-------

2 営業の沿革	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

3 営業年数	創業から申請日まで 満 年（許可（登録）を受けてから満 年）
--------	--------------------------------

4 資本金額	法人	資本金	千円	個人	自己資本	千円
		自己資本	千円			

5 建設業以外に行っている営業の種類

6 発注を希望する業種（○印を記入すること。）

土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水
内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	/	/	/	/	/	/	/

7 許可を受けた建設業の種類（一般は「1」を特定は「2」を記入すること。）

土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水
内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	/	/	/	/	/	/	/

8 建設業に従事する役員員数

常勤の役員	従 業 員 数			計
人	技 術 関 係 職 員		事 務 職 員	人
	有資格者	その他職員		
	人	人	人	

建設工事入札参加資格審査申請書は、建設業法に基づく許可を受けた建設業者で、同法第27条の23の経営事項審査を受け、**同法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けているもの**のうち、令和5・6度において伊方町の発注する建設工事の入札に参加を希望する者から提出されるものであり、この申請書等の提出のない者の競争参加は認められませんから、希望者は、下記事項に留意して申請書等を作成のうえ、期限までに提出してください。

記

【一般的記載事項】

- (1) この申請書様式の冒頭にある許可番号は、直近に受けた建設業の許可番号を記入してください。
- (2) ※印のある欄は、記入しないでください。
- (3) この申請書の記入時点は、特に定めのある場合を除いて提出日現在で記入してください。
- (4) 数字は、アラビア数字（0、1、2、3）を用い、記入事項をあらかじめ印刷してあるものについては該当項目を○印で囲んでください。
- (5) 年号を記載する場合、昭和は「S」、平成は「H」、令和は「R」を用いて記入してください。
- (6) 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか、別葉に記入し添付してください。

1 「許可年月日」の欄
この申請書を提出する者が一番最初に建設業法による許可を受けた年月日と直近の許可を受けた年月日を記入してください。

2 「営業の沿革」の欄
創業後、最初に受けた建設業の許可（登録）、組織変更等の事項を詳しく記入してください。

3 「営業年数」の欄
創業から申請日までの営業年数を記入してください。（1年未満の期間は切捨て）

4 「資本金額」の欄
自己資本の欄は、直近の経営事項審査申請で記入した「自己資本額」を記入してください。

5 「建設業以外に行っている営業の種類」の欄
建設業以外に行っている営業の種類を記載してください。該当がない場合は該当なしと記入してください。

6 「発注を希望する業種」の欄
伊方町から工事の発注を希望する建設工事に○印を記入してください。
希望する業種については、建設業法第27条の23第1項の規定による、経営に関する客観的事項の審査（経営事項審査）を受けており、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において、総合評定値の記載があるものとします。
※発注を希望する業種に○印を記入した業種について格付を行います。
（入札・契約権限を支店等に委任する場合は、委任先で希望する業種のみを記載してください。）

7 「許可を受けた建設業の種類」の欄
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている種類に、一般は「1」特定は「2」を記入してください。
（入札・契約権限を支店等に委任する場合は、委任先（許可を受けた建設業の種類）を記載してください。）

8 「建設業に従事する役員員数」の欄
直近の経営事項審査の審査基準日における役員及び職員の人数を記入してください。
なお、従業員数のうち、技術関係職員の有資格者の人数は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくは ハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する職員数を記入し、その他職員的人数は、有資格者以外で技術関係に従事している職員数を記入してください。

9 伊方町に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況				
(1) 親会社（有・無）（該当するものを○で囲むこと。）		(2) 子会社（有・無）（該当するものを○で囲むこと。）		
商号又は名称	許可番号	住所	商号又は名称	許可番号
(3) 役員の兼任（有・無）（該当するものを○で囲むこと。）				
役職	氏名	許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職
10 労働福祉の状況（該当するものを○で囲むこと。）				
就業規則への育児休業制度の規定状況	規定している ・ 規定していない		次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	策定している ・ 策定していない
11 監督処分及び入札参加資格停止措置の状況				
実施行政庁	処分等の年月日	処分等の内容・期間	処分等の理由	
12 入札、見積、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑				
使用印		実印		
13 表彰受賞歴			14 ISO取得状況 (ISO9000S又はISO14000S)	
表彰の種類	受賞年月日	備考（業種、工事名）	ISOの種類	取得年月日
	年 月 日			年 月 日
	年 月 日			年 月 日
	年 月 日			年 月 日
	年 月 日			年 月 日
15 障害者雇用状況				
(1) 障害者の雇用義務の有無		有 ・ 無 （該当するものを○で囲むこと。）		
(2) 障害者の雇用義務がある者の雇用義務の達成状況（(1)で有を○で囲んだ者）				
達成の状況		達成している ・ 達成していない （該当するものを○で囲むこと。）		
(3) 障害者の雇用の有無（(1)で無を○で囲んだ者）				
雇用の有無		有 ・ 無 （該当するものを○で囲むこと。）		
(4) 雇用障害者情報				
個別状況	身体障害者手帳等の番号		障害等級又は程度	
1				
2				
3				
4				
5				

9 「伊方町に建設工事に係る入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況」の欄 伊方町に建設工事入札参加資格審査申請書を提出又は提出を予定している系列の企業（親・子会社）があれば（1）又は（2）に記入し、役員を兼任している場合は（3）に記入してください。なお、ここで記入する系列企業（親子会社）とは、議決権のうち40%以上を親会社の計算（他人名義も含む）において所有しているものをいいます。
10 「労働福祉の状況」の欄 該当するものを○で囲んでください。 就業規則への育児休業制度の規定とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第2条に定義する育児休業制度を就業規則に規定し、労働基準監督署に届出を行っているものをいいます。（ 該当する場合は、労働基準監督署の受付印が押印されている就業規則の写しを添付 してください。） 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定とは、同法に基づく当該行動計画を策定し愛媛労働局に届出を行っているものをいいます。（ 該当する場合は、一般事業主行動計画の写し及び愛媛労働局に提出した一般事業主行動計画策定届の写しを添付 してください。）
11 「監督処分及び入札参加資格停止措置の状況」の欄 過去2年間（令和2年11月1日から令和4年10月31日まで）に建設業法に基づく監督処分又は伊方町から入札参加資格停止措置を受けている場合にはその内容を記入し、該当がない場合は「該当なし」と記入してください。 なお、「処分等の内容・期間」及び「処分等の理由」は、できるだけ簡潔に記入してください。
12 「入札、見積、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑」の欄 「使用印」欄は入札契約等に用いる印を、「実印」欄は、法人企業の場合は法務局に登録している印鑑を、個人の場合は実印を押印してください。
13 「表彰受賞歴」の欄 平成30年度～令和4年度の5年間に次の表彰受賞歴がある場合に、その表彰名と受賞年月日を記入してください。（ 該当する場合は、表彰状の写しを添付 してください。） また、次の①～⑤の表彰については、表彰対象となった工事の業種及び工事名についても記入してください。なお、 令和4年度の表彰については、定時受付の提出期限内に限り受理後の変更を認めます。 ① 愛媛県優良建設工事知事表彰 ② 四国地方整備局優良工事表彰 ③ 四国地方整備局安全工事表彰 ④ 四国地方整備局各事務所・管理所優良工事表彰 ⑤ 四国地方整備局各事務所・管理所安全工事表彰 ※④⑤における「各事務所・管理所」は次のとおり。 松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所、松山港湾・空港整備事務所 ⑥ 建設業退職金共済制度普及協力者表彰（（独）勤労者退職金共済機構理事長表彰） ⑦ 雇用改善優良事業所表彰（厚生労働大臣、知事又は（一社）愛媛県建設業協会会長表彰） ⑧ 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する表彰（厚生労働大臣又は都道府県労働局長表彰） ⑨ 障害者雇用優良事業所表彰（厚生労働大臣、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長、知事表彰）
14 「ISO取得状況」の欄 建設業についてISO9000S又は14000Sの認証を取得している場合に、その種類と取得年月日を記入してください。（ 認証の取得を証明する書類（登録証等）の写しを添付 してください。）
15 「障害者雇用状況」の欄 (1) 「(1) 障害者雇用義務の有無」欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項の規定により障害者を雇用する義務の有無について、令和4年6月1日現在の状況を記入してください。 建設業の場合は、概ね常用雇用労働者数が57名以上の場合に法定雇用義務があり（短時間労働者がいる場合や業種により異なる）、毎年6月1日時点の雇用状況を「障害者雇用状況報告書」により公共職業安定所（ハローワーク）に報告する必要があります。法定雇用義務の有無について不明な場合は、公共職業安定所（ハローワーク）にご確認ください。 (2) 「(2) 障害者法定雇用義務がある者の法定雇用義務達成状況」欄は、「(1) 障害者雇用義務の有無」欄で「有」に○を付した者のみ記入してください。 法定雇用義務達成の達成とは、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報告書」（平成30年6月1日現在）において、「B 雇用の状況」の「㊟身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」欄が0人である場合です。 (3) 「(3) 障害者の雇用の有無」欄は、「(1) 障害者雇用義務の有無」欄で「無」に○を付した者のみ記入してください。 (4) 「(4) 雇用障害者情報」の欄は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号、障害等級又は障害区分を記入してください。（氏名の記入の必要はありません。） ※(1)又は(3)で「有」に○を付した場合において、(1)については以下の①②、(3)には以下の①の書類を添付してください。 ① 記入した雇用障害者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ② 法定雇用義務を有する者については、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和2年6月1日現在）の写し（電子申請については申請画面を印刷したもの）

20 技術者の略歴											
氏名	年齢 (生年月日)	在職期間	経験月数	最終学校・ 学科名 (卒業年月日)	業種 コード	有資格 区分 コード	講習受 講	監理技術者資 格者証番号 (監理技術者資格 者証有効期限)	CPD S取得 単位数	建築C PD取 得単 位数	マス ター 該当 (担当 業種)
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
(...)		年 月 ~	年 月	(...)				第 号 (...)			
								取得単位数 合 計			

20 「技術者の略歴」の欄

直近の経営事項審査の審査基準日時点において、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（基幹技能者）であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合はこの事業主を含む。）について記入してください。

注1 また、有資格区分コード欄及び講習受講欄については、経営事項審査の技術職員名簿（建設業法施行規則別紙様式第25号の11別紙2）に使用するコード（有資格区分コードは、建設業法施行規則別表（4）及び別表（5）に該当するもの。講習受講は、受講の場合は「1」、それ以外は「2」）を記入してください。

2 有資格区分コード「001」、「002」、「003」、「004」、「064」又は「099」の記入がある実務経験者及び基幹技能者については、担当している業種を2つ以内で選び、業種コード欄に該当する業種コードを記入してください。なお、業種コードは、技術職員名簿の記載要領中の「業種コード」に該当するものを記入してください。（上記実務経験者及び基幹技能者以外の有資格者については、業種コードの記入は不要です。）

3 技術職員の保有する資格の数が2つ以下のときは、次のように記入し、

氏名	年齢 (生年月日)	在職期間	経験月数	最終学校・ 学科名 (卒業年月日)	業種 コード	有資格 区分 コード	講習受 講
伊方 太郎	〇〇 (S00.00.00)	H 10 年 4 月 ~	〇〇 年 〇〇 月	〇〇大学 土木工学科 (H10. 3. 31)	01 02	113 120	1 1

保有する資格の数が3つ以上のときは、次のように記入してください。

氏名	年齢 (生年月日)	在職期間	経験月数	最終学校・ 学科名 (卒業年月日)	業種 コード	有資格 区分 コード	講習受 講
伊方 太郎	〇〇 (S00.00.00)	H 10 年 4 月 ~	〇〇 年 〇〇 月	〇〇大学 土木工学科 (H10. 3. 31)	01 02	113 120	1 1
	(...)	年 月 ~	年 月	(...)	08 09	127 129	1 1

なお、欄が不足する場合は、この様式をコピーして記入することになりますが、1人の技術職員について有資格区分コードが2頁にわたらないように記入してください。

4 記入した技術職員については、次により在籍状況及び資格を証明する書類を添付してください。

〔在籍状況〕

ア 監理技術者資格者証を有する者は、同資格者証の写し
 イ ア以外の者については、健康保険被保険者証の写し又は市町が作成する住民税特別徴収額の通知書の写し
 ウ 個人事業主を除いて、ア又はイを提出できない技術者については、当該技術職員と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する旨の申請者の誓約書

〔資 格〕

ア 資格に係る合格証明書、免許証等、監理技術者資格者証の写し
 イ 実務経験の場合は、履歴書等（写し可）

5 経験年月数の欄は、現所属の在職期間だけではなく、技術者としてのトータルでの経験年数を記入してください。

6 CPDS取得単位数の欄は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会が実施している継続学習制度の取得単位数を記入してください。（最大5年間の取得単位数とする。）
 なお、（一社）全国土木施工管理技士会連合会が発行するCPDS学習履歴証明書の写し（証明書の証明日が、添付する経営事項審査総合評価値通知書審査基準日以降で、かつ、申請日から起算して過去1年以内のもの）を添付してください。

7 「建築CPD取得単位数」欄は、（公社）愛媛県建築士会（（公社）日本建築士会連合会）が実施している建築士会継続能力開発（CPD）制度の取得単位数を記入してください。（最大5年間の取得単位数とする。）
 なお、（公社）愛媛県建築士会（（公社）日本建築士会連合会）が発行する建築士会継続能力開発（CPD）実績証明書の写し（証明書の証明日が、添付する経営事項審査総合評価値通知書審査基準日以降で、かつ、申請日から起算して過去1年以内のもの）を添付してください。

8 「マスター該当（担当業種）」欄は、優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者（建設マスター）について、担当業種を記入してください。なお、優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者（建設マスター）優秀施工者国土交通大臣顕彰表彰状の写しを添付してください。

業種コード

土木	建築	大工	左官	とび・ 土工	石	屋根	電気	管	タイル・ れんが・ ブロック	鋼構 造物	鉄筋	舗装	しゆん せつ	板金	ガラ ス	塗装	防水
01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18
内装 仕上	機械器 具設置	熱絶 縁	電気 通信	造園	さく 井	建具	水道 施設	消防 施設	清掃 施設	解体							
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29							

21 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況

該当する口欄に、✓印を記入してください。

【雇用保険】	
<input type="checkbox"/>	経営事項審査の「その他の審査事項」の該当欄が「有」又は「除外」となっている。
<input type="checkbox"/>	経営事項審査の「その他の審査事項」の該当欄が「無」となっているが、加入しています。

【健康保険及び厚生年金保険】	
<input type="checkbox"/>	経営事項審査の「その他の審査事項」の該当欄が「有」又は「除外」となっている。
<input type="checkbox"/>	経営事項審査の「その他の審査事項」の該当欄が「無」となっているが、加入しています。

21 経営事項審査の「その他の審査項目」の該当箇所に「有」又は「除外」の表示がある場合は下記の該当する書類の提出は不要です。「無」の場合は以下の記載に従ってください。

(1) 雇用保険の加入に関する書類（下記のいずれかを提出してください。）

- ①雇用保険料納入証明書（写し）
- ②直近の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書（写し）
- ③雇用保険適用事業所設置届の事業主控え（写し）

※労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書（写し）を提出してください。

(2) 健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類（下記のいずれかを提出してください。）

- ①社会保険料納入証明書（写し）
- ②保険料納付領収証書（直前3か月以内のもの）（写し）
- ③健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控え（写し）

※健康保険組合に加入している場合は、加入証明書又は健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を提出してください。

地域貢献活動の実績調書
 （災害時における地域貢献活動を除く。）

災害時における地域貢献活動の実績調書

商号又は名称	
活動の概要	
活動場所	
活動日	
活動人数	
その他	
上記内容に相違ないことを証明します。 年 月 日 証明者（実施機関） 印	

注 活動日は、正確に記載すること。

商号又は名称	
活動の概要	
活動場所	
活動日	
活動人数	
使用機械等	
その他	
上記内容に相違ないことを証明します。 年 月 日 証明者（実施機関） 印	

注 活動日は、正確に記載すること。

【参 考】

有資格区分コード

【建設業法施行規則別表（４）及び別表（５）に該当するもの】

別表（４）	コード	資 格 区 分	
	001	法第7条第2号イ該当	
	002	法第7条第2号ロ該当	
	003	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）	
	004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）	
建設業法	111	一級建設機械施工技士	
	11A	一級 " (附則第4条該当)	
	212	二級 " (第1種～第6種)	
	21B	二級 " (第1種～第6種) (附則第4条該当)	
	113	一級土木施工管理技士	
	11C	一級土木施工管理技士 (附則第4条該当)	
	214	二級 " (土木)	
	21D	二級 " (土木) (附則第4条該当)	
	215	" (鋼構造物塗装)	
	216	" (薬液注入)	
	21E	" (薬液注入) (附則第4条該当)	
	120	一級建築施工管理技士	
	12A	一級建築施工管理技士 (附則第4条該当)	
	221	二級 " (建築)	
	222	" (躯体)	
	22B	" (躯体) (附則第4条該当)	
	223	" (仕上げ)	
	127	一級電気工事施工管理技士	
	228	二級 "	
	129	一級管工事施工管理技士	
	230	二級 "	
	131	一級電気通信工事施工管理技士	
	232	二級 "	
	133	一級造園施工管理技士	
	234	二級 "	
	建築士法	137	一級建築士
		238	二級 "
		239	木造 "
	技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）
		14A	" (附則第4条該当)
		142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
		14B	" (附則第4条該当)
		143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
		14C	" (附則第4条該当)
144		電気電子・総合技術監理（電気電子）	
145		機械・総合技術監理（機械）	
146		機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）	
147		上下水道・総合技術監理（上下水道）	
148		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	
149		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	
14D		" (附則第4条該当)	
150		森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	
151		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	
15A		" (附則第4条該当)	
152		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	
153		衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）		
電気工事士法 電気事業法	155	第一種電気工事士	
	256	第二種 " 3年	
	258	電気主任技術者（第1種～第3種） 5年	
電気通事事業法	259	電気通信主任技術者 5年	
水道法	265	給水装置工事主任技術者 1年	
消防法	168	甲種消防設備士	
	169	乙種 "	
職業能力開発促進法	171	建築大工（1級）	
	271	"（2級） 3年	
	164	型枠施工（1級）	
	264	"（2級） 3年	
	16B	"（1級）（附則第4条該当）	
	26B	"（2級）（附則第4条該当） 3年	
	172	左官（1級）	
	272	"（2級） 3年	
	157	とび・とび工（1級）	
	257	"（2級） 3年	
	15B	"（1級）（附則第4条該当）	
	25B	"（2級）（附則第4条該当） 3年	

173	コンクリート圧送施工（1級）
273	"（2級） 3年
17A	"（1級）（附則第4条該当）
27A	"（2級）（附則第4条該当） 3年
166	ウェルポイント施工（1級）
266	"（2級） 3年
16C	"（1級）（附則第4条該当）
26C	"（2級）（附則第4条該当） 3年
174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）
274	" "（2級） 3年
175	給排水衛生設備配管（1級）
275	"（2級） 3年
176	配管・配管工（1級）
276	" "（2級） 3年
170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）
270	"（2級） 3年
177	タイル張り・タイル張り工（1級）
277	" "（2級） 3年
178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み
278	" "（2級） 3年
179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工
279	" "（2級） 3年
180	石工・石材施工・石積み（1級）
280	" " "（2級） 3年
181	鉄工・製罐（1級）
281	" "（2級） 3年
182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）
282	" "（2級） 3年
183	工場板金（1級）
283	"（2級） 3年
184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）
284	" " "（2級） 3年
185	板金・板金工・打出し板金（1級）
285	" " "（2級） 3年
186	かわらぶき・スレート施工（1級）
286	" "（2級） 3年
187	ガラス施工（1級）
287	"（2級） 3年
188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）
288	" " "（2級） 3年
189	建築塗装・建築塗装工（1級）
289	" "（2級） 3年
190	金属塗装・金属塗装工（1級）
290	" "（2級） 3年
191	噴霧塗装（1級）
291	"（2級） 3年
167	路面標示施工
192	畳製作・畳工（1級）
292	" "（2級） 3年
193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）
293	" " " " " " "（2級） 3年
194	熱絶縁施工（1級）
294	"（2級） 3年
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）
295	" " " " " " "（2級） 3年
196	造園（1級）
296	"（2級） 3年
197	防水施工（1級）
297	"（2級） 3年
198	さく井（1級）
298	"（2級） 3年
061	地すべり防止工事 1年
06A	"（附則第4条該当） 1年
40	基礎ぐい工事
062	建築設備士 1年
063	計装 1年
060	解体工事
064	基幹技能者
099	その他

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

別表（５）

301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業 〃
303	大工工事業 〃
304	左官工事業 〃
305	とび・土工工事業 〃
306	石工事業 〃
307	屋根工事業 〃
308	電気工事業 〃
309	管工事業 〃
310	タイル・れんが・ブロック工事業 〃
311	鋼構造物工事業 〃
312	鉄筋工事業 〃
313	ほ装工事業 〃
314	しゅんせつ工事業 〃
315	板金工事業 〃
316	ガラス工事業 〃
317	塗装工事業 〃
318	防水工事業 〃
319	内装仕上工事業 〃
320	機械器具設置工事業 〃
321	熱絶縁工事業 〃
322	電気通信工事業 〃
323	造園工事業 〃
324	さく井工事業 〃
325	建具工事業 〃
326	水道施設工事業 〃
327	消防施設工事業 〃
328	清掃施設工事業 〃
329	解体工事業 〃
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業 〃
403	大工工事業 〃
404	左官工事業 〃
405	とび・土工工事業 〃
406	石工事業 〃
407	屋根工事業 〃
408	電気工事業 〃
409	管工事業 〃
410	タイル・れんが・ブロック工事業 〃
411	鋼構造物工事業 〃
412	鉄筋工事業 〃
413	ほ装工事業 〃
414	しゅんせつ工事業 〃
415	板金工事業 〃
416	ガラス工事業 〃
417	塗装工事業 〃
418	防水工事業 〃
419	内装仕上工事業 〃
420	機械器具設置工事業 〃
421	熱絶縁工事業 〃
422	電気通信工事業 〃
423	造園工事業 〃
424	さく井工事業 〃
425	建具工事業 〃
426	水道施設工事業 〃
427	消防施設工事業 〃
428	清掃施設工事業 〃
429	解体工事業 〃

501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業 〃
503	大工工事業 〃
504	左官工事業 〃
505	とび・土工工事業 〃
506	石工事業 〃
507	屋根工事業 〃
508	電気工事業 〃
509	管工事業 〃
510	タイル・れんが・ブロック工事業 〃
511	鋼構造物工事業 〃
512	鉄筋工事業 〃
513	ほ装工事業 〃
514	しゅんせつ工事業 〃
515	板金工事業 〃
516	ガラス工事業 〃
517	塗装工事業 〃
518	防水工事業 〃
519	内装仕上工事業 〃
520	機械器具設置工事業 〃
521	熱絶縁工事業 〃
522	電気通信工事業 〃
523	造園工事業 〃
524	さく井工事業 〃
525	建具工事業 〃
526	水道施設工事業 〃
527	消防施設工事業 〃
528	清掃施設工事業 〃
529	解体工事業 〃
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備考

1級技術者

法第15条第2号イに該当する者

2級技術者

法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者

法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者

第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者